

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成30年 6月 25日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県刈谷市豊田町1丁目1番地	
氏 名 トヨタ紡織株式会社	
取締役社長 沼 毅	
電話番号 0566-23-6611	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	トヨタ紡織株式会社 大口工場
事業場の所在地	愛知県丹羽郡大口町上小口3丁目201番地
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	31：輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	6,134百万円
③ 従業員数	327人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	廃プラスチック類：樹脂原料として自社再利用 再生処理業者に委託してRPFとして再資源化 汚泥、廃油、廃アルカリ：中間処理業者に委託して焼却熱回収、残渣セメント原料等再資源化。 木くず：再生処理業者に委託して破碎後、再資源化 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず：中間処理業者に委託して、破碎、選別、再資源化。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙1の通り

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別時の異物混入防止の徹底 ・プラスチックと金属複合物の分別徹底
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラ分別の徹底

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 29 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	2,228 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 廃プラ（成形不良、端材）を樹脂原料として再利用		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	2,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 廃プラ（成形不良、端材）を樹脂原料として再利用		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度（ 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	
	(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
別紙2-1の通り				t
				t
				t
				t
				t

	【目録】	
		t
		t
		t
		t
		t
※事務処理欄		

別紙2－2の通り

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度(平成29年度)実績】						
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
	排出量	0.4 t	17 t	0.03 t	2751 t	9 t	0.7 t
	産業廃棄物の種類						
	排出量						
	①現状 (これまでに実施した取組) *廃棄物低減に関して、ISO14001環境マネジメントシステムを運用する中で各部門の方針の中に取り入れ、計画的に削減活動を推進している。 ・工程内不良低減・歩留まり向上など。 ・廃油の有価売却化						
	【目標】						
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
	排出量	0.4 t	15 t	0.03 t	3400 t	9 t	0.7 t
	産業廃棄物の種類						
	排出量						
	②計画 (今後実施する予定の取組) *廃棄物低減に関して、ISO14001環境マネジメントシステムを運用する中で各部門の方針の中に取り入れ、計画的に削減活動を継続推進している。 ・工程内不良低減・歩留まり向上など。 ・廃油の有価売却化						

産業廃棄物の処理の委託に関する事項							
①現状	【前年度(平成29年度)実績】						
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
	全 処 理 委 託 量	0.4 t	17 t	0.03 t	523 t	9 t	0.7 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0.4 t	17 t	0.03 t	289 t	0 t	0.7 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0.4 t	17 t	0.03 t	523 t	9 t	0.7 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	17 t	0.03 t	0.2 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	11.7 t	0 t	0.7 t
	産業廃棄物の種類						
	全 処 理 委 託 量						
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量						
	再生利用業者への 処 理 委 託 量						
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量						
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量						
	(これまでに実施した取組)						
	*なるべく再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図る。						

[illegible]